

# 令和6年度 製菓衛生師試験案内

奈良県

- 1 試験日時 令和6年7月14日(日) 午後1時30分～午後3時30分(午後1時までに着席)
- 2 試験場所 奈良女子大学(奈良市北魚屋東町)
- 3 試験科目 衛生法規(4問)、公衆衛生学(9問)、栄養学(6問)、食品学(6問)、食品衛生学(11問)、製菓理論(18問)及び実技(6問)の計60問。(実技については和菓子、洋菓子、製パンから1つ選択)

◆出題形式はマークシート方式 四肢択一

(注) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級または2級の技能検定に合格した方は、願書受付時に申し出ることにより、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができます。

## 4 受験資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 新制中学校卒業またはこれと同等以上の学歴を有する方で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設で1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技術を修得した方。
- (2) 新制中学校卒業またはこれと同等以上の学歴を有する方で、食品衛生法の菓子製造に係る営業許可(菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもののいずれか)を受けた施設で、証明時において2年以上菓子の製造に従事した経験のある方。
- (3) (1)及び(2)以外の方で、昭和41年12月26日(製菓衛生師法施行の日)現在、菓子製造業務に従事しており、その期間が3年を超えていた方、または製菓衛生師法の施行後に3年を超えた方。

## < 受験資格についての注意事項 >

※ 新制中学校卒業者(学校教育法第57条に規定する者)と同等以上の学歴の詳細については、お問い合わせください。

※ 次のような業務内容や期間は、菓子製造業務の従事経験としては認められません。

ア パート又はアルバイトとして行った菓子製造業務。ただし、週4日以上かつ1日6時間以上勤務を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は職歴として認められます。(週5日かつ1日5時間、週6日かつ1日4時間等、週4日以上かつ週24時間以上従事していることが必要です。)

イ 食品衛生法の菓子製造に係る営業許可を受けた施設であっても、経営管理や製品の運搬、接客業務、器具の洗浄など、菓子製造と直接関係のない業務に従事していた場合。

ウ 料理学校等で、菓子製造を教えていた期間や習っていた期間。

エ レストラン、ホテルなど飲食店営業の許可施設で、パン、ケーキなどの製造に従事していた場合。

## 5 受験願書の受付

- (1) 受付期間・提出方法

令和6年5月7日(火)から令和6年5月24日(金) (消印有効)

◆「提出先」まで必ず簡易書留郵便により提出してください。(令和6年5月24日(金)までの消印のあるものに限り受付します。) 直接持参されたものは受け付けません。

◆ 提出書類に不備や不足がある場合は受付できませんので、提出書類に不備や不足が無いかわかり確認の上、期限に余裕を持って送付してください。

◆ 万が一、不備や不足があった場合、受験願書に記載の電話番号や住所へ連絡を行いますので、電話や郵便物には必ず応答・対応してください。

- (2) 提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30  
県庁薬務・衛生課 食品・生活衛生係 TEL:0742-27-8681

- (3) 受験票

令和6年6月末頃に郵送する予定です。試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、お問い合わせください。

## 6 提出書類

	提出書類	注意事項
1	製菓衛生師試験受験願書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、生年月日は、ボールペンか万年筆により、戸籍等に記載のとおり、かい書で正確に記入してください。</li> <li>・受験票及び合格証書の郵送に使用しますので、郵便番号と、住所は<b>号棟番号、部屋番号、〇〇内、〇〇方まで、記入してください。</b></li> <li>・提出書類について連絡する場合がありますので、電話番号は必ず日中に連絡の取れる番号を記入してください。</li> </ul> <p>※身体上の都合（身体の障害や怪我、妊娠等により階段の移動が困難な場合、難聴により放送が聞き取りにくい場合等）により、座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願書の「試験会場における配慮を希望欄」に○を付けてください。</p>
2	奈良県収入証紙 9, 400円（受験料） <b>※収入印紙ではありません。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県収入証紙は受験願書の所定の位置に貼り付けてください。</li> <li>・奈良県収入証紙の購入場所 南都銀行本支店・出張所（一部支店・出張所を除く）、奈良県職員互助会事務局（県庁1階総務厚生センター西執務室内）及び各保健所内販売所などで販売しています。詳しくは、<a href="https://www.pref.nara.jp/15533.htm">https://www.pref.nara.jp/15533.htm</a>で検索してください。</li> </ul>
3	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦4.5cm×横3.5cm</li> <li>・出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身、脱帽像で<b>裏面に氏名を記入</b>してください。</li> </ul>
4	◎受験資格4の(1)に該当する場合に準備する書類	
	次のうちいずれかの資格があることを証する書類 製菓衛生師養成施設の <b>卒業証明書</b> （原本） <b>※卒業証書ではありません。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証書の原本を提出してください。</li> <li>・製菓衛生師養成施設とは、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設のことです。</li> </ul> <p><b>※証明書と証書の違いに注意してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>2年制養成施設在学中</b>の場合は、卒業証明書に代えて、<b>履修証明書（原本）</b>を提出してください。</li> </ul>
	◎受験資格4の(2)に該当する場合に準備する書類	
	①最終学校の <b>卒業証明書</b> （原本） <b>※卒業証書ではありません。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証書の原本を提出してください。</li> <li>・最終学校とは、学校教育法による中学校・中等教育学校（前期課程のみ修了者を含む）・高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程、専門課程に限る）又は大学のいずれかをいい、<b>上記以外の専修学校や各種学校などは認められません。</b></li> </ul> <p><b>※証明書と証書の違いに注意してください。</b></p>
	②菓子製造業務従事証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として<b>所属団体の長に証明</b>を受けてください。ただし、組合等に加盟していない施設は、菓子製造業の許可を受けている当該施設の長（店主、会社の代表者など）に証明を受けてください。（<b>菓子製造業務従事証明書記入の注意事項及び記入例参照</b>）</li> <li>・1ヶ所の施設で受験資格年数を満たさない場合、複数の施設でそれぞれの証明書用紙に証明を受けてください。</li> </ul>
◎受験資格4の(3)に該当する場合に準備する書類		
菓子製造業務従事証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記参照のこと。</li> </ul>	

5 場 合 に よ り 必 要	①技能検定に合格したことを証明する書類	・ 3 試験科目の(注)に該当する場合に、原本を提出してください。 ※こちらの書類については、原本は返却します。
	②戸籍抄本など (発行 6 ヶ月以内)	・ 婚姻等により 4 や 5 ①に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本などを提出してください。 ※変更の経過が戸籍抄本で確認できない場合は、除籍抄本や改製原戸籍抄本も必要となります。

※例外として平成 31 年度(令和元年度)以降に奈良県が実施した製菓衛生師試験の受験票あるいは不合格通知(受験当初から 5 年以内)を願書受付時に提出した場合に限り、4 及び 5 の書類を提出する必要はありません。ただし、過去の受験票あるいは不合格通知に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本などの提出が必要です。

※ **受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、また、合格を取り消すことがあります。**

## 7 試験当日の注意事項

- (1) 試験会場へは午後 0 時 15 分から入場できます。
- (2) **集合時間の午後 1 時 00 分までに所定の席に着席し、試験の説明を受けてください。**
- (3) **受験票、鉛筆(HB)、消しゴム、必要な方は腕時計(翻訳・計算等多機能付の時計は不可)を持参してください。**(薄い鉛筆や、きれいに消せない消しゴムは使用しないでください。)
- (4) 敷地内での喫煙は禁止します。
- (5) **試験開始後 30 分以上の遅刻者については、受験を認めません。**
- (6) 試験実施者などの指示に従わない者、不正行為者などは退場を命じることがあります。
- (7) **試験会場に駐車場はありません。**公共交通機関を利用して来場してください。
- (8) 試験時間中は**携帯電話などを時計代わりに使用することは出来ません。**入室前に電源を切っておいてください。
- (9) 受験票は合格発表や得点开示に必要です。大切に保管しておいてください。
- (10) 試験室の換気のため窓の開放等を適宜行いますので、室温や湿度の高低に対応しやすい服装で来場してください。  
また、水分補給を行えるよう各自準備をしてください。試験時間中は、あらかじめラベルなどを外した 700 mL 以下の蓋付きペットボトル 1 本のみ認めます。
- (11) 各会場では、ゴミ箱は設置しないため、ゴミは全て持ち帰ってください。
- (12) 試験中の急な体調不良については、必ず申し出てください。

## 8 その他

- (1) **受験願書受付後は、いかなる理由があっても受験料及び提出書類等は返還できません。**
- (2) 受験願書提出書類は、鉛筆や温度変化によりインキが無色になるペン等を使用せず、必ずボールペン等の消せないペンで作成してください。
- (3) 感染拡大防止のため、咳、くしゃみ及び発熱などの症状がある場合には、あらかじめ医療機関を受診するなど健康状態の把握に努めてください。

## 9 試験会場案内

奈良女子大学へは、近鉄奈良駅(1 番出口)から徒歩約 6 分です。**正門**よりお入りください。大学校内は複数の建物がありますので、時間に余裕をもってお越しください。  
右側の QR コードから奈良女子大学ホームページのアクセスマップ(<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/access/map/>)につながります。



## 10 合格基準

原則として全科目の合計得点が満点の 6 割以上である者を合格とし、1 科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

## 11 合格発表

- (1) 日 時 8 月 23 日(金)午前 10 時
- (2) 掲 示 先 県庁前掲示場  
奈良県ホームページ
- (3) 掲示情報 合格者の受験番号

- ・合格者には合格証書を、不合格者には不合格通知を、合格発表日に投函(はがきで郵送)します。
- ※願書記載の住所に郵送しますので、願書受付後に転居される場合は、薬務・衛生課までご連絡ください。
- ・9月6日(金)までに合格証書が到着しない場合は、受験願書に記入した住所地の最寄りの郵便局に確認の上、薬務・衛生課までお問い合わせください。

※合否に関して電話での問い合わせには応じられません。

## 12 得点の開示

希望者には、当試験の総得点および科目別得点を8月23日(金)から9月20日(金)の期間に、本人にのみ開示します。開示場所は、県庁3階薬務・衛生課です。**必ず受験票を持参してください。**

## 13 問い合わせ先

奈良県福祉医療部医療政策局 薬務・衛生課 食品・生活衛生係  
〒630-8501 奈良市登大路町 30 電話 0742-27-8681(ダイヤルイン)

※試験の実施に関して変更等が生じた場合は、奈良県ホームページに随時掲示します。

※試験会場への直接の問い合わせは絶対にしないでください。

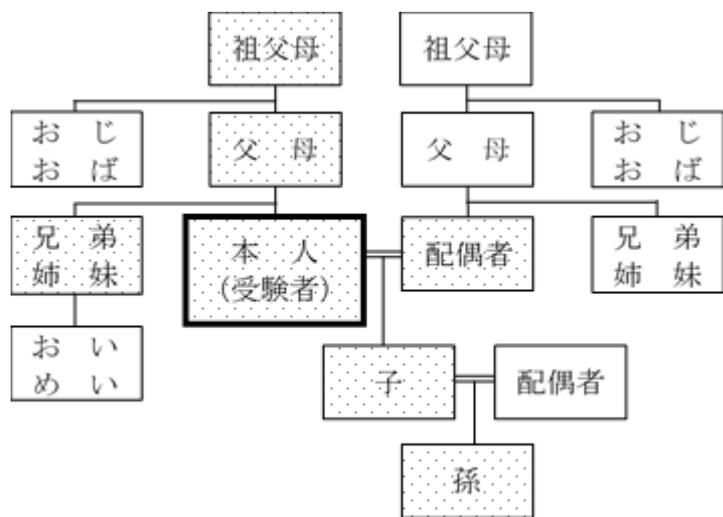
# 【菓子製造業務従事証明書作成時の注意事項】

### 1 証明者について

- ・原則として**所属団体の長**に証明を受けてください。
- ・組合等に加盟していない施設は、食品衛生法の菓子製造に係る営業許可(菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもののいずれか)を受けている当該施設の長(代表取締役、理事長、店主など)に証明を受けてください。

ただし、次の(ア)～(エ)に該当する場合は、現在営業している同業者の証明を受けてください。なお、同業者であっても、次の(ア)～(ウ)に該当する場合は、証明者になれません。

- (ア) 受験者と証明者が同一人
- (イ) 証明者が配偶者
- (ウ) 証明者が二親等以内の血族の場合(下図参照)
- (エ) 廃業等により営業許可を受けていた者と連絡が取れないなどで証明を受けられない方



証明者になれない



証明者になれる  
(ただし、営業許可のない方は、証明することはできません。)

### 2 証明印について

- ・証明者が法人である場合・・・法務局に**登記してある印**
- ・証明者が個人である場合・・・市町村役場に**印鑑登録してある印**

を使用してください。

【証明印の例】



### 3 営業許可番号などについて

- ・営業許可証の許可番号及びその年月日などは、最新の許可証のものを記入してください。(わからない場合は、営業許可証のコピーを添付してください。)
- ・廃業の場合は、廃業当時の許可番号などを記入してください。

※菓子製造業務従事証明書を記入する際には、証明書裏の記入例も併せて参考にしてください。

奈良県収入証紙 9,400円	確認者印	
----------------	------	--

受験番号	※記入不要
------	-------

3,000円 (5,000円)	3,000円	3,000円 (1,000円)	300円
			100円

## 製菓衛生師試験受験願書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

〒 \_\_\_\_\_

住 所

\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 方)

電話番号

☎ ( \_\_\_\_\_ )

(ふりがな)

氏 名

生年月日

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生

受験者が職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士である場合には試験科目の一部が免除されますので、該当する記号に○印をつけ、A及びBに該当する場合は技能検定合格証書の原本を提出してください。  
※こちらの書類については、原本は返却します。

- A. 菓子製造技能士1級
- B. 菓子製造技能士2級
- C. 該当資格なし

製菓衛生師法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

- (1) 写 真（出願前6カ月以内に撮影された正面、上半身、無帽、無背景、縦4.5cm×横3.5cm、で裏面に氏名を記入したもの）
- (2) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設で、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類（法第5条第1号に該当する者に限ります。）
- (3) 2年以上菓子製造業に従事したことを証明する書面及び中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は法附則第3項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書面（法律第5条第2号に該当する者に限ります。）
- (4) 法施行（昭和41年12月26日）の際現に菓子製造業に従事し、かつ、当該製造業に従事した期間が3年を超える者であることを証明する書面（法附則第2項に該当する者に限ります。）

試験会場における配慮を希望：

※身体上の都合により座席の配慮等が必要な場合は左欄に○を付けて下さい。

# 菓子製造業務従事証明書

従事者 (受験者)	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
従 事 業 務 の 内 容		の製造
従 事 業 務 の 期 間 ※1ヶ月未満切り捨て		平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで 計 年 月 間
雇 用 形 態 (該 当 に ○ 印)		1. 経営者 2. 正社員 3. パート・アルバイト (1日 時間で、週 日) <u>※パート・アルバイトの場合、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、職歴として認められます。週4日以上かつ週24時間以上従事していることが必要です。</u>
菓 子 製 造 所	所 在 地	
	名 称	
	最新の営業許可 年月日・許可保 健所・許可番号	平成・令和 年 月 日 保健所 第 号 (現在廃業している場合は、廃業直前の許可内容を記入) 廃業年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
上記のとおり、菓子製造業務に従事したことを証明します。		
証 明 日 令和 年 月 日		証 明 印 { 個人の場合は実印 法人の場合は代表者印 }
証 明 者		
住 所 (個人の場合は自宅住所、法人の場合は主たる事務所の所在地)		
施 設 名 (屋 号)		
法 人 名		
職 名 1 代表取締役 2 理事長 3 会長・組合長 4 店主		
氏 名		
電 話 - -		
※同業者が証明する場合は、証明者の営業許可内容について以下に記入してください。		
施 設 名 (屋 号) _____		許 可 保 健 所 名 _____ 保 健 所
最 新 の 許 可 年 月 日 平成・令和 年 月 日		最 新 の 許 可 番 号 第 _____ 号

**記入例**

※鉛筆や温度変化によりインキが無色になるペン等を使用せず、必ずボールペン等の消せないペンで作成すること。

証明書の記入事項については、**証明者が記入**し、訂正は二重線で見え消しし、証明印と同じ印を訂正印として使用すること。

1ヶ所の施設で受験資格年数を満たさない場合は、複数の施設でそれぞれ別の用紙に証明を受けること。

菓子製造業務に該当しない期間を除くこと。証明日現在も働いている場合、期間の終わりには証明年月日を記入。

営業許可証の許可内容を記入すること。(更新している場合は、最新の許可内容を記入。また、許可年月日は、有効期限年月日ではない。) 記入方法がわからない時は、**許可証のコピーを添付**すること。現在、廃業している場合は、廃業当時のものを記入すること。

廃業している場合のみ。

原則として所属団体の長が証明すること。組合等に参加していない施設は、食品衛生法の菓子製造に係る営業許可(菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子製造を営むもののいずれか)を受けている当該施設の長に証明を受けること。ただし従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族(親子、兄弟、祖父母、孫)の場合、若しくは廃業等によって、元の施設長がいない場合は現在営業している同業者の証明を受けること。

菓子製造業務従事証明書	
従事者 (受験者)	住 所 奈良市登大路町30
	氏 名 郡山 太郎
	生年月日 昭和・平成 56年 2月10日
従事業務の内容 ケーキなど の製造(なるべく具体的に記載すること)	
従事業務の期間 ※1ヶ月未満切り捨て 平成・令和 26年10月20日 から 平成・令和 28年12月10日 まで 計 2年 1年間	
雇用形態(該当に○印) 1. 経営者 2. 正社員 3. <u>パート・アルバイト</u> (1日 6時間で、週 5日)	
菓子 製造所	所 在 地 大和郡山市満願寺町60-1
	名 称 パティスリー郡山
	最新の営業許可年月日・許可保健所・許可番号 平成・令和 28年4月1日 郡山 保健所 第200999号 (現在廃業している場合は、廃業直前の許可内容を記入) 廃業年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
上記のとおり、菓子製造業務に従事したことを証明します。	
証明日 令和6年4月23日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     証明印                      個人の場合は実印                      法人の場合は代表者印                 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
証明者 住所 大和郡山市満願寺町60-1 (個人の場合は自宅住所、法人の場合は主たる事務所の所在地)	
施設名(屋号)	
法人名 〇〇〇〇〇〇会社	
職 名 ① 代表取締役 2 理事長 3 会長・組合長 4 店主	
氏 名 郡山 一郎 電 話 0743 - 51 - 0191	
※同業者が証明する場合は、証明者の営業許可内容について以下に記入してください。 施設名(屋号) _____ 許可保健所名 _____ 保健所 _____ 最新の許可年月日 平成・令和 年 月 日 最新の許可番号 第 _____ 号	

1ヶ月に満たない期間は切り捨てること。

雇用形態が、パート、アルバイトの場合のみ、時間数などを記入。

証明した日を忘れずに記入すること。

個人が証明する場合は**実印**(印鑑登録してある印)を用いること。法人である場合は、**法務局に登録してある印**(代表取締役または理事長の**代表者印**)を用いること。**社印、組合印、団体印は認められない。**

受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者に直接確認したり、従事業務の事実を立証できる追加資料などの提出を求めることがあります。